

議案第 8 号

飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例について

飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公務員法の規定に基づく自己啓発等休業制度を導入するための制定

飛驒市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該申請をした職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内のものとする。

- (1) 大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業 2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）
- (2) 国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業 3年

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合におけるものに限

る。)

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認める教育施設

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下同じ。)

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員に対して、前項の規定による報告について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から第1項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例関係議案要旨

| | |
|----------|---|
| 議案名 | 飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例について |
| 担当部 | 総務部 |
| 提案理由 | 地方公務員法の規定に基づく自己啓発等休業制度を導入するための制定 |
| 制定改廃の根拠等 | 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業制度を導入するため、制定するもの。 |
| 条例の概要 | <p>1 制定の背景等</p> <p>公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員が自発性や自主性を活かした幅広い能力開発や国際協力の機会を確保できるよう、自己啓発等休業制度を導入するために制定するものである。</p> <p>2 制定の主な内容</p> <p>(1) 自己啓発等休業の承認</p> <p>任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、自己啓発等休業を承認することができる旨を規定する。 (第2条関係)</p> <p>(2) 自己啓発等休業の期間</p> <p>自己啓発等休業の期間を区分に応じて規定する。</p> <p>① 大学等課程の履修のための休業 2年（最大3年）</p> <p>② 国際貢献活動のための休業 3年 (第3条関係)</p> <p>(3) 職務復帰後の号給の調整</p> <p>自己啓発等休業をした職員の号給について、職務に復帰した場合に他の職員との均衡上必要と認められる範囲内で調整することができる旨を規定する。 (第10条関係)</p> |
| 市民への影響等 | 特になし |

| |
|----|
| 資料 |
|----|

| | |
|-----|------|
| 施行日 | 公布の日 |
| 備考 | |